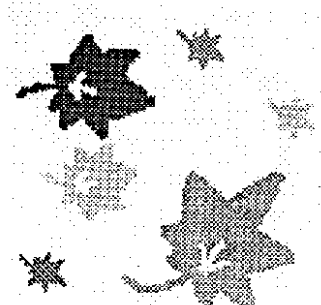
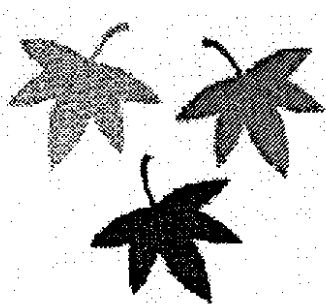
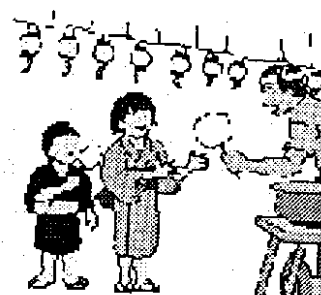
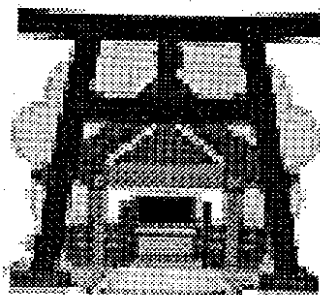
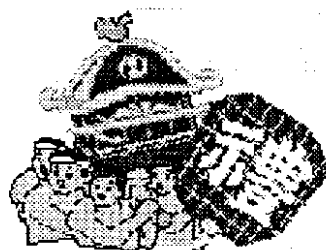
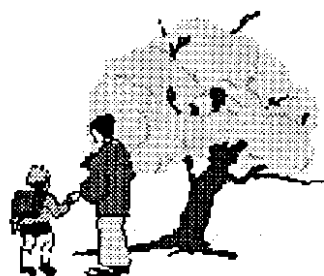


中里区規約



裾野市中里区

改定3平成23年4月1日

(名 称)

第1条 この区は、裾野市中里区という。(以下中里区という)
区の連絡所は、区長宅に置く。

(規約の目的)

第2条 区は、区民相互の親睦および福祉の増進、生活環境の向上を図り、
市政に理解を深め、相互の連携を密にして円滑なる区運営を期す
ることを目的とする。

第3条 区は、別図に示す区域および区域内に居住するすべての人を以っ
て組織し、次の組別に分け、区運営の迅速、徹底、円満化を図る
ものとする。

第1組、第2組、第3組、第4組、第5組、第6組、第7組、第8組、
(注. 組数は総会の決議により決定する。)

(事業)

第4条 区は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。
事業年度は4月1日より始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

- 1) 区の財政に関すること
- 2) 事業の立案、承認、実行、連絡等
- 3) 区民の親睦、相互理解の増進に関すること。
- 4) 区内生活環境の美化、保安対策の推進。
- 5) 区民体育事業の推進。
- 6) 自主防災の強化推進。
- 7) 区内各種団体の組織充実、事業の促進。
- 8) 市政ほか公的事業との連絡、協調及びその推進。
- 9) その他臨機に必要なこと。

第5条 区事業実施にあたっては、次のことを考慮する。

- 1) 区財政を鑑み、行事实施にあたっては経費等の簡素化を図る。
- 2) 区事業のうち奉仕作業など事業実施にあたっては、区各戸が均
等に参加すること。
そのために、組長は組員の参加状況を確実に把握すること。

改定3平成23年4月1日

(役員)

第6条 区には、次の役員を置く。

- | | | |
|----------------|------|------------------------|
| 1) 相談役 | 2名 | |
| 2) 監査役 | 2名 | |
| 3) 区長 | 1名 | |
| 4) 副区長 | 1名 | ※原則として次期区長となる |
| 5) 会計書記 | 1名 | |
| 6) 協議委員長 (正) | 1名 | ※原則として前年度区長になる |
| 協議委員新任 | 1名 | ※原則として次期副区長となる |
| 区長退会者 | 1名 | |
| 7) 集会所所長 | 1名 | |
| 8) 自主防災会長 | 1名 | ※原則として副区長が兼務 |
| 副会長 | 1名 | ※原則として新任協議員が兼務 |
| 委員 | 各組1名 | 組長が兼務 |
| 9) 婦人部部長 (正) | 1名 | (副) 1名 |
| 10) 体育委員長 (正) | 1名 | (副) 1名 |
| 委員 | 各組1名 | |
| 11) 子供会会長 (正) | 1名 | (副) 1名 |
| 委員 | 数名 | |
| 12) 部農会会長 | 1名 | |
| 13) 老人会会長 (正) | 1名 | (副) 2名 |
| 14) 道路衛生委員 | 1名 | |
| 15) 秋葉講議長 | 1名 | |
| 16) 青少年育成委員 | 1名 | 二組の輪番制 |
| 17) 寺世話人 | 5名 | |
| 18) 宮世話人 | 1名 | |
| 19) 郷友会会長 | 1名 | |
| 20) 財産区役員 | 5名 | |
| 21) 清掃委員長 | 1名 | 組輪番制(市のごみ減量推進協議会委員を兼務) |
| 委員 | 8名 | 各組長が兼務 |
| 22) 保健委員 | 1名 | |
| 23) 地域リーダー養成講座 | 1名 | |
| 24) 箱根用水委員 | 1名 | |
| 25) 防火管理者 | 1名 | 防火管理認定者があたる |
| 26) 組長 | 各組1名 | |

※区長が特に必要と認め自ら上部団体役員に専任した場合(当番区長の場合等)には、区集会の承認を得て、事務会計係を置くことが出来る。

改定3平成23年4月1日

(役員の任期)

第7条 役員の任期は次に定めるところとする。

- 1) 区長、副区長、会計書記の任期は1年とする。
- 2) 各委員は1年ないし2年、但し留任は妨げない。

(役員の選出)

第8条 役員の選出は次の様に行う。

- 1) 役員選出は初集会にて選考委員によって選考し、初集会にて承認を得る。
- 2) 役員候補の選出方法は以下の通りとする。
 - ①区長候補は、原則として前年度副区長を区役員会より推薦する。
 - ②副区長候補は、原則として前年度新協議員を区役員会より推薦する。
 - ③新協議員候補は、将来の区長としてふさわしい人を各組より1名選出し、区4役（区長、副区長、会計書記、協議員）と組長とで絞込み、本人の同意を得て区役員会より推薦する。
 - ④相談役、監査役、会計書記、協議員長、協議員、集会所所長、自主防災会長、副会長、道路衛生委員、地域リーグ養成講座委員、箱根用水委員、防火管理者の各候補は、区役員会にて本人の同意を得て推薦する。
 - ⑤その他の役員は、各団体（会）にて選考し選考委員会に提出する。
 - ⑥区長、副区長、会計書記は、組長、体育委員、子供会、老人会、婦人部の役員を兼務しない。
- 3) 役員選出は、各組組長他1名計16名と選考委員長で選考を行う。
(※選考委員長は、協議員より選出する)
- 4) 区長は、次期区長に関する届け出を市が指定する日までに市長宛に提出しなければならない。
- 5) 区長は、年度終了の総会に於いて次期役員の氏名及び業務分担を表示するものとする。(※業務分担は別表－1参照)

(会議)

第9条 区長は次の集会を開催する。

- 1) 初集会…毎年1月三が日を抜かした第一土曜日に開催し、区事業の経過報告と新年度事業計画案及び懸案・要望事項を審議決定する。また、新年度役員の選出をする。
尚、初集会は、原則として区内居住の全世帯から成人の代表者の3分2以上（委任状を含む）の出席を以って成立し、決議は出席者の過半数を持って決する。
- 2) 引継ぎ集会…毎年3月10日前後の金刀毘羅宮祭典の直会後に時間を設定し開催する。新旧役員は、旧年度事業報告、同決算報告、その他必要事項についての引継ぎを行う。また、引継ぎ終了後に新旧役員の慰労会を区費をもって執り行う。
- 3) 総会…3月の最終土曜日に開催し、会計決算報告、新年度予算及び事業計画、懸案・要望事項に付いて承認を受ける。
尚、総会は、原則として区内居住の全世帯から成人の代表者の3分2以上（委任状を含む）の出席を以って成立し、決議は出席者の過半数を持って決する。
- 4) 臨時集会…区長が、新たな重要事項について、区民の了解を受ける必要があると認めたときに開催する。

第10条 区長は、定期的に組長及び関係委員長を含めた役員会を開催し、区事業の経過報告と進行及び円満な推進について協議するものとする。また、必要に応じ臨時役員会を開催することができる。

第11条 各委員会の長は、担当する事業について必要に応じ委員会を開催し、事業の推進を計るものとする。

第12条 議長の選出…初集会、総会（臨時総会を含む）に於いては、出席者の過半数により推薦選出された者が議長となり、また役員会に於いては、協議委員長が議長となり議事を進行させるものとする。委員会に於いては、委員長がこれに当たる。

第 13 条 区で開催する会議等においては、飲食は慎み、お茶のみとする。
但し、次のものは除く。

①引継ぎ集会後の慰労会

(役員の報酬)

第 14 条 役員は、原則として無報酬とする。但し区事業推進にあたり私的出費と成らないよう、総会の承認を得て手当を支給することが出来る。

(区費の徴収)

第 15 条 区費の徴収は次の通りとする。

- 1) 区費の額は、総会によって決める。
- 2) 区内に居住するものは、世帯毎に区費の徴収に応じなければならない。
但し、次に該当する特殊事情のあるものは役員会の承認を受けて免除することが出来る。
 - ①区に登録をしていない者。
 - ②生活に特殊事情のある者。
- 3) 区費の徴収方法は、各組ごとに組長が徴収し会計に納める
- 4) 区費は原則として毎年 4 月、9 月に徴収するものとする。

(役員の任務)

第 16 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1) 相談役…区長の設問に答え、また、役員会及び区集会に出席して意見を述べる事が出来る。
- 2) 監査役…区の会計監査を実施し、その報告をする。
- 3) 区長…区を代表し区役員及び区民の協力を得て次の諸任務達成に努める。
 - ①裾野市区長設置規則第 3 条に掲げる事務を処理する。
 - ②本規約第 2 条に掲げる事業遂行に務める。
 - ③事業報告及び事業計画を作成し、初集会及び総集会にて報告すると共に、決定事項の遂行に務める。
 - ④区内に於いて葬儀が執り行われる場合、執行組の組長よりの連絡を受け、他各組長に故人名・お通夜日時・葬儀日時を各戸に通知するよう指示をすると共にお通夜に出席する。

※お通夜は、1～4 組、5～8 組を纏めとし、それぞれ各戸 1 名出席すること、尚、区の役員は全員出席すること。

- 4) 副区長…区長を補佐し、区長に事故あるときは、区長職務を代行する。
- 5) 会計書記…各組長の協力を得て区費その他を徴収し、また区予算の執行に当たり、また、予算、決算報告書を作成し、区総集會にて報告する。但し、予算書によって承認された予算については、自らの責任に於いて、その他のものについては、区長の指示に従って予算を執行するものとする。
また、区役員会の議事録の作成にあたる。
- 6) 協議員…区役員会に出席し、区行事及び運営に関する審議事項の協議にあたる。又、協議委員長は区役員会の議長を勤める
- 7) 集会所所長…区集会所に関する運営すべてを司る。
- 8) 自主防災会…市担当部局と連携し、区自主防災会規約に従って、区防災活動を主宰する。
- 9) 婦人部…区民相互の親睦及び、福祉の増進、生活環境の向上を図り、区政に理解を深め円満なる区運営を期することを目的とする。
尚、区に新しく仲間入りする時は、婦人部に原則として入ること。
また、婦人部長の要請あるときは、これに協力する。
- 10) 体育委員長…関係役員と協力して、区内体育関係団体の行う事に協力し、また、区助成費の収支を司る。
- 11) 子供会会長…関係役員と協力して、区内子供会の行う行事の指導・監督に当たり、特に事故防止に努めると共に、区助成費の収支を司る。
- 12) 部農会会長…市及び地区と連携をとり部農会に関する事項の業務を推進する。
- 13) 老人会会長…市及び地区老人会と連携をとり、老人会の運営を司る。
- 14) 道路衛生委員…市の行う環境衛生関係事業に協力するとともに、区内の環境衛生に関する事業（道路・河川清掃など）を司る。
- 15) 秋葉講議長…秋葉講に関する事項の業務を推進する。
- 16) 青少年育成委員…市及び関係団体と協力して、区内青少年の健全な育成に努める。
- 17) 寺世話人…寺世話人規定の定めるところによる。
- 18) 宮世話人…浅間神社・大六天王神社・金刀毘羅神社管理規定の定めるところによる。
- 19) 郷友会会長…市及び地区郷友会と連携し、郷友会に関する事業の運営を司る。
- 20) 財産区役員…財産区規定の定めるところによる。
- 21) 清掃委員長…裾野市ごみ減量推進協議会設置要綱の定めるところにしたがって、市の行う効果的なゴミ処理体制の確立に協力すると共に、区内のごみ減量・環境美化等に務める。
- 22) 保健委員…裾野市地域保険委員会設置要綱の定めるところに従って、区民の健康増進と公衆衛生の向上に努める。
- 23) 地域リーダ養成講座委員…市街づくりセミナーに参加し、その推進をする。
- 24) 箱根用水委員…箱根用水管理規定の定めるところによる。
- 25) 防火管理者…集会所の防火管理を行う。

26) 組長…

- ①区長に協力して市及び区に関するの通達、連絡事項等を組内に配布または周知徹底し、調査報告事項を取りまとめ、区費等を集金し、その他、区長の要請あるときはこれに協力する。
- ②組内に於いて葬儀が執り行われる場合、施主の要請があれば組長は葬儀委員長となり、施主の意を解し、組員の協力を得て葬儀を執り行う。
※葬式は組にて執り行うが、施主の要請にて二組にすることが出来る。

(区役員の祝儀)

- 第17条 区の諸行事に際しては、区長はじめ区役員は一切祝儀を出さない事とする。但し、浅間神社、大六天王神社、金刀毘羅神社の祭典の奉納金等、特に申し合わせのある場合は、この限りではない。
尚、役員以外の方からのご祝儀は有難く頂くこととする。

(高齢者等世帯への配慮)

- 第18条 高齢者、寡婦(夫)、身体障害者又はこれに準ずる世帯の区役職への就任及び行事への参加、これらの世帯主の自由意志に任せるが、原則としてこれを免除する。

(規約の改廃)

- 第19条 この規約の改廃について提案があった場合、区長は、区役員と協議の上、役員会を開催し、役員会の決議に従って改廃を行うものとする。

(経費)

- 第20条 区の経費は、各戸拠出の区費及び市の補助金その他をもって、これに充てる。

(集会所)

- 第21条 集会所の管理運営は、中里区集会所規定により集会所所長があたる。
- ①集会所は、区運営及び区民相互の親睦の公的場所である
 - ②集会所を利用する場合は、集会所所長又は区長の許可を必要とする。
 - ③集会所を個人が使用する場合は、使用料を区に納める。
 - ④区に新しく加入する場合は、集会所加入金を区に納める。
 - ⑤集会所の清掃は、毎月、組単位で行う。
 - ⑥その他細部規定は、別途、集会所規定にて設定する。

改定3平成23年4月1日

(神社)

第22条 神社の管理運営は、区及び区費をもって執り行う。

- 1) 大六天王神社例祭は、7月14日以前の直近日曜日とする。
- 2) 金刀毘羅神社の例祭は、3月10日以前の直近日曜日とする。
- 3) 例祭は二組単位で当番制にて、二人の組長が責任者となる。
1－2組、3－4組、5－6組、7－8組
- 4) お正月の締飾りは、当番組長が準備する。

(集合住宅、住宅地分譲開発)

第23条 1) 住宅地は、1,000㎡以上は区の承諾書が必要。
2) 集合住宅は、9戸以上は区の承諾書が必要。
3) 上記の件については、区長が特に必要と認めた場合は役員会を開き協議して規約承諾書を取り交わす。
4) 開発場所、面積、計画内容
(※裾野市の土地利用指導に基づく)

(会計年度)

第24条 区の会計年度は、毎年3月の役員引継ぎ完了の翌日に始まり、翌年の役員引継ぎ完了の日を以って終わる。

(監査)

第25条 会計書記は、年度内に1回以上、区長と共に出納の監査を受けなければならない。監査役員は、監査の結果を総会の時に報告するものとする。

(グラウンド場)

第26条 グラウンド場は、区民の体力増進向上を図り、区民相互の親睦の場及び、防災避難所である。
①グラウンド場規定により、区長は管理運営する。
②グラウンド場は、組単位で区長の指示により管理を行う。
③グラウンド場の契約は、地権者と3年毎に更新契約をする。

(雑則)

第27条 この規約に定めるものの他、必要な事項は、役員会の議を経た後、重要な事項は、区集会の承諾を得て決定するものとする

(付則) この規約は、平成14年4月1日から施行する。

改定3平成23年4月1日

別表－1

中里区役員業務分担表

役名	役割	備考
相談役	区役員への区運営相談アドバイスを行う	
監査役	区会計監査を行う	
区 長	区総集会(初集会、総会)開催	
	区役員会開催	
	新旧役員引継ぎ会開催	
	区行事の参加と挨拶	大六天王神社祭典、体育祭、防災訓練、 金刀毘羅神社祭典、
	各組回覧物、配布物の分配	各組長に分配
	市への申請とフォロー	生コン支給、小運動場等補助、区運営費補助、 市要望事項、防犯灯管理費補助
	市会議(区長関係)出席	区長連合会、
	市行事(区長会及び来賓)参加	消防団式典、区長研修会、戦没者慰霊祭、敬老 会、防災の集い
	富岡地区会議(区長関係)出席	区長会、各種団体長会議、消防団分団後援会青 少年育成連絡会、地区防災交流会、各行事連絡・ 準備会議、学校地区別懇談会、
	富岡地区行事(区長会及び来賓)参加	企業視察、学校入学式、郷友会、市政懇談会、桜 祭り、夏祭、体育祭、生霊祭典、コミセン祭
	葛山大会議(区長関係)出席	総会・役員会、城址保存会、もののふの里事業、
	葛山大会行事(区長関係)参加	浅間神社祭典、景ヶ島念仏送迎、城址保存会、雷 神宮祭典、伊勢神宮お札分布式、
	その他区管理運営	区内公共施設(除く、集会所、防災)
副区長	区長不在時の区長代行	
	区長を補佐し区運営を担う(一部事業のチーフを担当)	
会計書記	区会計に関する管理	
	各種会費徴収・納入	富岡地区分担金、自衛隊協力会 日赤社費、防犯灯球交換代、箱 根神社、市社会福祉協会、赤い 羽根、神宮大麻お札、他
	各事業に関する会計(購入・支払い)	
	各事業に関する記録記載	記録簿を残す(保管)
	区役員会に於ける書記	記録簿を残す(保管)
協議委員長	区長を補佐し区運営を担う(一部事業のチーフを担当)	
	区役員会議の議長を務める	
協議委員	区長を補佐し区運営を担う(一部事業のチーフを担当)	
集会所所長	区集会所の管理運営(使用、備品管理、設備保全)	

改定3平成23年4月1日

役名	役割	備考
自主防災会長 〃 副会長 〃 委員	市及び富岡地区の防災に関する会議出席(会長又は副会長)	
	防災に関する市行事参加 (会長又は副会長)	
	防災に関する研修参加 (会長・副会長・委員)	※防災委員は各組長が兼務
	県一斉防災訓練、市防災訓練の開催(会長・副会長・委員)	
	防災機材の管理・点検 (会長・副会長・委員)	
	防犯灯管理 (防災会長)	球切れ交換依頼
婦人部長 〃 委員	区婦人部行事の企画運営	
	市、富岡地区行事のお手伝い参加	
体育委員長 〃 委員	区体育行事の企画運営	
	市・富岡地区体育行事の参加運営	
	中里グラウンド整備(体育委員会の必要に応じ)	
子供会会長 〃 委員	区子供会行事の企画運営	
	市・富岡地区子供会行事の参加運営	
	中里グラウンド整備(子供会の必要に応じ)	
部農会会長	＊部農会規約による	
老人会会長	＊老人会規約による	
道路衛生委員	河川清掃事業の企画運営	新堀川清掃、道路河川清掃、
	区河川及びグラウンド除草剤散布	
秋葉講議長	秋葉講行事の企画運営	
青少年育成委員	市の青少年育成委員として会合に出席、区へ展開	※二組の輪番制
寺世話人	＊寺世話人規約による	
官世話人	大六天王神社、金刀毘羅神社の管理(備品、施設保全)	
	大六天王神社、金刀毘羅神社祭事実施	※運営は当番組(二組の輪番)
郷友会会長	市・富岡地区郷友会の会合に出席、区へ展開	
財産区役員	＊財産区規約による	
清掃委員長 〃 委員	ゴミ分別回収に関する企画運営(委員長)	※清掃委員長は各組の輪番
	ゴミ分別回収を当番者の長とし実施	※清掃委員は各組長の輪番
保健委員	嘸の保険委員として会合に出席、区へ展開	
地域リーダ'養成講座委員	市の町づくり委員として会合に出席区へ展開	
民生委員	市の民生委員として会合に出席、区へ展開	※葛山5区と森脇区で持ち回り
青少年補導員	富岡地区の青少年補導員として活動	※葛山5区と森脇区で持ち回り
防火管理者	集会所の防火管理を行う	
組 長	区事業に関する組内展開	※防災委員・清掃委員を兼務
	組内配布物の配布及び回覧	
	組内意見の集約と区への報告及びまとめ	
	防犯灯球切れ点検と区長への報告	
	組内葬儀時の葬儀委員長(施主よりの依頼ある時)	

改定3 平成23年4月1日

この規約は、平成14年4月6日の中里区総会に於いて採決されたものであることを確認する。

改定1 平成18年4月1日

改定2 平成19年4月1日

改定3 平成23年4月1日